

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例（令和2年3月30日京都市条例第52号）（文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課）

市長の附属機関である京都市重要文化財旧三井家下鴨別邸保存活用検討委員会の名称を変更するとともに、同委員会の担任する事務に無鄰菴及び岩倉具視幽棲旧宅の保存、整備、管理及び活用に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議することを追加する必要があるため、京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正することとしました。

この条例は、令和2年4月1日から施行することとしました。

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和2年3月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第52号

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1 4京都市重要文化財旧三井家下鴨別邸保存活用検討委員会の項中「京都市重要文化財旧三井家下鴨別邸保存活用検討委員会」を「京都市文化財公開施設保存活用検討委員会」に、「重要文化財旧三井家下鴨別邸の」を「無鄰菴，岩倉具視幽棲旧宅及び旧三井家下鴨別邸の」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課)